

使 用 前 確 認 申 請 書

〔 玄海原子力発電所第4号機
その他発電用原子炉の附属施設のうち
非常用電源設備の改造の工事 〕

原発本第18号
令和3年5月10日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役
社長執行役員 池辺和弘

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 九州電力株式会社 住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 玄海原子力発電所 所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
申請に係る発電用原子炉施設の概要	玄海原子力発電所第4号機 発電用原子炉施設に係るもの 計測制御系統施設 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 浸水防護施設
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和2年11月13日 原規規発第2011133号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	別紙のとおり
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和4年 8月
原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法	—

（手数料 金 593,500円）

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料-3：施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

	<p>工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査（表1） 期日　自　令和3年　7月　21日 至　令和4年　7月 場所　玄海原子力発電所 三菱電機株式会社 電力システム製作所 (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 株式会社 GS ユアサ 京都本社 (京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町)</p>
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	<p>工事の工程 工事完了時の検査（表7） 期日　自　令和4年　4月 至　令和4年　7月 場所　玄海原子力発電所 三菱電機株式会社 電力システム製作所 (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 株式会社 GS ユアサ 京都本社 (京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町)</p>
	<p>工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表9） 期日　自　令和3年　8月　9日 至　令和4年　7月 場所　玄海原子力発電所 土木建築本部</p>

添付資料-1

工事の工程に関する説明書

工事の工程における放射線管理に関する説明書

〔 玄海原子力発電所第4号機
　その他発電用原子炉の附属施設のうち
　非常用電源設備の改造の工事 〕

本工事の検査場所は、管理区域外であるため放射線管理は該当しない。

施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

玄海原子力発電所第4号機
 その他発電用原子炉の附属施設のうち
 非常用電源設備の改造の工事

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下、「設計及び工事の計画」という。）における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い原子力安全に及ぼす影響に応じて以下の（1）及び（2）に示すグレード分けの考え方による管理を行う。

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設の一覧を別紙に示す。

（1）設備の「設計開発」管理に係るグレード分けの考え方

設計及び工事の計画に係る設備の「設計開発」の管理におけるグレード分けの考え方は、第1表のとおりである。

第1表 設備の「設計開発」の管理に係るグレード分け

グレード	工事区分	設計区分
グレード1	原子力発電所の安全上重要な設備及び構築物等に関する工事	実用炉規則別表第二対象設備に該当する原子炉施設に関する工事の要求事項への適合性を確保するための設計
グレード2		実用炉規則別表第二対象設備以外の原子炉施設の工事のための設計
グレード3	上記以外の原子力施設に関する工事	

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設については、「設計開発」の管理に係るグレード1が適用される。

(2) 設備の「調達」管理に係るグレード分けの考え方

設計及び工事の計画に係る設備については、第2表に示す業務の区分に従った調達管理を実施する。第2表に示す業務の重要度のうち、品証重要度分類については、第3表に従って定める。

第2表 業務の重要度に応じた業務の区分

業務の重要度		業務の区分 (高↔低) *3					
		A	B	C	D	E	F
設備	品質重要度分類 A,B の工事	○	—	—	—	○*1	—
	品質重要度分類 C(C1,C2)の工事	—	—	○	—	—	—
	設工認申請又は届出対象の工事	○	—	—	—	○*1	—
	上記以外の工事	—	—	—	—	—	○
*2 役務	品質重要度分類 A,B に関する役務	—	○	—	—	—	—
	品質重要度分類 C(C1,C2)に関する役務	—	—	—	○	—	—
	設工認申請又は届出対象の工事に関する役務	—	○	—	—	—	—
	保安規定に直接関連する役務	—	○	—	—	—	—
	品質マネジメントシステムの運用管理に関する役務	—	—	—	○	—	—
	上記以外の役務	—	—	—	—	—	○

*1 過去に設計を行った設備と同じ設備の型番購入において実績があること。

*2 役務には、本設工認に係る解析業務が該当

*3 上記に示した「業務の区分」よりも高いグレードを適用する場合がある。

第3表 品質重要度分類

稼働率	クラス 1		クラス 2		クラス 3		クラス外
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	
R1*1							
R2*2							
R3*3							

A

B

C1*4

C2*5

*1 その設備の故障により発電停止となる設備

*2 その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備 (R1 を除く。)

*3 上記以外でその故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備

*4 ①第3者機関の検査を受ける設備、②予備機がなくかつ保修・取替等の作業が出来ない機器、③原子炉格納容器内の設備、④特殊な条件下での信頼性維持を求められている設備

*5 A,B,C1 以外の設備

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設については全て、業務の区分 A により調達管理を実施している。

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設の一覧を下表に示す。

発電用原子炉施設 の種類	設備名	設計基準 対象施設	重大事故等対処施設		
			設備分類	機器クラス	
				重大事故等 対処施設 (特重除く)	特定重大 事故等 対処施設
非常用電源設備	その他の電源装置 (非常用のものに限る。)	計装電源盤 (3系統目蓄電池用)	—	常設耐震／防止 常設／緩和	—
		蓄電池 (3系統目)	—	常設耐震／防止 常設／緩和	—
	基本設計方針に記載の設備	充電器盤 (3系統目蓄電池用)	—	常設耐震／防止 常設／緩和	—
		蓄電池 (3系統目) 切替盤	—	常設耐震／防止 常設／緩和	—
浸水防護	内郭浸水防護設備	4A・1 原子炉補助建屋堰	—	— (注)	—
		4A・2 原子炉補助建屋堰	—	— (注)	—

(注) 重大事故等対処施設を防護する設備である。

付表 略語の定義

	略語	定義
重大事故等対処設備 (特定重大事故等対処施設含む)	常設／防止	技術基準規則第四十九条第一号に規定する「常設重大事故防止設備」
	常設耐震／防止	技術基準規則第四十九条第一号に規定する「常設耐震重要重大事故防止設備」
	常設／緩和	技術基準規則第四十九条第三号に規定する「常設重大事故緩和設備」
	常設／その他	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備以外の常設重大事故等対処設備
	可搬／防止	重大事故防止設備のうち可搬型のもの
	可搬／緩和	重大事故緩和設備のうち可搬型のもの
	可搬／その他	可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備以外の可搬型重大事故等対処設備
	特重	技術基準規則第四十九条第四号に規定する「特定重大事故等対処施設」
	－	当該施設において重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設含む）として使用しないもの
重大事故等機器クラス	SAクラス1	技術基準規則第二条第二項第三十七号に規定する「重大事故等クラス1容器」、「重大事故等クラス1管」、「重大事故等クラス1ポンプ」、「重大事故等クラス1弁」又はこれらを支持する構造物
	SAクラス2	技術基準規則第二条第二項第三十八号に規定する「重大事故等クラス2容器」、「重大事故等クラス2管」、「重大事故等クラス2ポンプ」、「重大事故等クラス2弁」又はこれらを支持する構造物
	SAクラス3	技術基準規則第二条第二項第三十九号に規定する「重大事故等クラス3容器」、「重大事故等クラス3管」、「重大事故等クラス3ポンプ」又は「重大事故等クラス3弁」
	火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するものの又は使用条件を踏まえ、十分な強度を有していることを確認できる一般産業品規格を準用するもの
	－	当該施設において重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設含む）として使用しないもの又は上記以外のもの